

氏名(本籍)	渡井理佳子(静岡県)		
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	博甲第4546号		
学位授与年月日	平成20年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	経済規制の本質 －政府規制産業における規制緩和の可能性－		
主査	筑波大学教授		弥永真生
副査	筑波大学教授	法学修士	青山慶二
副査	筑波大学教授	博士(法学)	池田雅則
副査	筑波大学教授		平林英勝
副査	早稲田大学教授	博士(国際公共政策)	久保田隆

論文の内容の要旨

本論文は、行政法学の見地から経済規制と呼ばれているものの本質や保護法益の検討を通じて、規制緩和の可能性を明らかにしようと試みたものである。すなわち、規制緩和は、競争環境の整備を主目的に、市場に存在する障壁を除去し、それを通じて経済の活性化とグローバル化を実現する取組みである。これは、1994年の世界貿易機関(WTO)の設立にも象徴される世界的な潮流であり、日本においても行政改革の中心課題とされてきた。しかし、規制緩和は、それまで規制によって保護されていた法益を失うことでもあり、このことから緩和の対象とすべき規制を見極め、必要な規制を維持した上で自由競争経済秩序を確保していく必要がある。経済規制と呼ばれている、営業の自由を制約する料金規制および参入規制は、自由競争の実現との関係では緩和の対象とされなければならないが、経済規制の対象とされている産業(政府規制産業)に対する規制に注目して、その意義と限界を分析したものである。日本における政府規制産業論は、アメリカを中心に発展し、日本の経済規制行政はアメリカの先例をとり入れてきた。そこで、本論文においては、アメリカとの比較を通じて、料金規制と参入規制に代表される経済規制の本質を明らかにしようとしている。

本論文は、「第1章 はじめに」、「第2章 アメリカにおける料金規制－電気事業を中心として－」、「第3章 アメリカにおける参入規制－対内直接投資規制－」、「第4章 アメリカにおける参入規制－銀行規制－」、「第5章 日本における経済規制」及び「第6章 終わりに」の6章から成るものである。

まず、「第1章 はじめに」においては、本論文が考察の対象とする、行政法学における「経済規制」の意義を明らかにしている。すなわち、経済活動の自由に対する政府の介入を、公的規制ないし政府規制というが、経済学では、公的規制を間接規制と直接規制に分類している。間接規制が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律によって実質的な競争の実現を図るのに対し、直接規制は個別の事業法による規制を典型としており、料金規制と参入規制はこれに含まれる。直接規制は、市場の失敗による弊害を除去するための政府による介入であり、間接規制との組合せによって、実効性のある経済秩序が確保されてきたと位置づけている。そして、経済的規制を含む公的規制の意義を確認し、経済規制がいかなる根拠に基づいて正当

化されるのかを示そうとしている。

「第2章 アメリカにおける料金規制－電気事業を中心として－」においては、アメリカにおいて料金規制に関する裁判例が蓄積しており、かつに日本においても料金制が行われてきた電気事業を対象として分析が加えられている。すなわち、合衆国憲法では、財産権保障について明示的な規定が置かれていないため、アメリカで料金規制を争うには、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項を根拠に、収用該当性を主張することになるが、1898年の判例では、料金規制の収用該当性について積極的な審査がなされたのに対し、1944年には手続的な審査を中心とする最終効果基準が定着し、今日に至っている。しかし、1989年になると、1898年の判決に戻るような判例法理の展開もあり、事業者の財産権保障と同時に消費者に対するサービスの安定供給が意識されるようになったというように、判例の流れを分析している。

つづいて、参入規制の1類型を取り上げる「第3章 アメリカにおける参入規制－対内直接投資規制－」においては、アメリカの参入規制の中でも大きく網をかぶせるエクソン・フロリオ条項について、1988年に導入されてから、2007年に改正されるまでの間を明らかにしている。すなわち、自国の経済システムの安全確保のため、どのような規制行政の手法を採用するかは、経済規制の本質に関わる問題であるが、アメリカでは、1988年にエクソン・フロリオ条項を設けて、国家安全保障の見地から、アメリカ企業の買収を禁じる権限を大統領に付与した。しかし、国家安全保障の概念が定義されていないため、実際には国家安全保障を根拠に、保護主義的な運用が多く見られたため、国家安全保障の概念の明確化を意図して、エクソン・フロリオ条項は2007年改正に改正された。今後の運用の蓄積を待つ必要があるが、国家安全保障を理由とする保護主義は、自由競争経済秩序の実現には妨げであって、規制の正当化は困難であると論じている。

他方、「第4章 アメリカにおける参入規制－銀行規制－」では、個別法によって、外国人の参入が規制されてきた産業を伝統的規制産業というが、伝統的規制産業の典型の1つである銀行規制を取り上げている。伝統的規制産業に対する規制の根拠には曖昧な部分が存在するが、世界諸国においても電気通信事業や銀行業との関係では外国人の参入が制限されている。しかし、技術革新の結果、電気通信事業では基本的に自由化が実現するようになった。つまり、伝統的に規制の対象とされてきた産業であっても、自由競争の導入が可能となった以上、規制はその根拠を失うのである。他方、銀行業では、銀行の健全性の確保を通じ、信用秩序の維持と預金者の保護を図る必要から、外国銀行の参入には引き続き多くの制約が課されていることに注目してアメリカにおける外国銀行規制についてその内容と変遷ならびにその趣旨を分析している。すなわち、アメリカにおける外国銀行に対する参入規制の目的は、当初はアメリカの内国銀行の保護にあったが、今日では自由化に向けての不安定要素の排除が目的とされており、参入規制に加えて事後監督制度の充実も進められている。

第2章から第4章におけるアメリカ法及びアメリカの制度の分析と対応して、「第5章 日本における経済規制」では日本における電気事業、外為法による対内直接投資規制、電気通信事業法による電気通信事業規制及び銀行法による外国銀行規制を概観し、分析した上で、それらの規制の特徴と趣旨を明らかにしている。すなわち、日本では、2000年から電気事業における部分自由化が始まり、料金規制が緩和された成果として、電気料金の引き下げも現実のものとなった。自由化にあたっては、アメリカの経験をふまえ、サービスの安定供給の確保が重視されている。外国からの対内直接投資との関係では、外為法とその行政立法が整備されてきており、エクソン・フロリオ条項とは違って国家安全保障に特化した仕組みとなっている。伝統的規制産業との関係では、2003年に電気通信事業法が改正されて、参入規制は大幅に緩和された。銀行業については、アメリカには参入し得ない銀行でも日本では参入可能であることから、預金者保護と事後の検査の充実が必要と考えられる。

以上の考察をふまえて、「第6章 終わりに」では、経済規制の本質について見解を示し、それをふまえて規制緩和の限界を明らかにしようとしている。すなわち、経済規制である料金規制および参入規制は、自

由競争に代えて自由競争経済秩序を実現する手段であり、その本質は、消費者の保護にある、規制が許されるのは、自由競争が維持できないため規制によって自由競争経済秩序を確保すべき場合、自由競争が実現しても市場の不完全性故に自由競争経済秩序が確保されない場合、そして自由競争の制限によってそれを上回る公益が実現される場合である、これらの状況において規制を緩和すれば、消費者の保護が損なわれることになり、ここに規制緩和の限界が求められると主張する。そして、自由競争市場の構築は、規制緩和の目的であるが、それは規制と二律背反の関係にあるということとはできない、目指されるべきは、規制を基本とするサービスの安定供給の実現から、自由競争を基本とするサービスの安定供給の実現である、自由競争の実現を図りつつ、同時に必要な規制を組み合わせることによって、消費者の利益が確保されると論じる。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、経済規制の本質及び保護法益の検討を通じて、規制緩和の可能性を明らかにしようとしたものである。

本論文は、第1に、法律学の立場から、経済規制を論じた点で意義を有する。すなわち、規制産業論という領域の先行研究においては、経済学的手法を用いての規制下における企業行動の分析が中心であり、規制の本質論は副次的に扱われていた。本論文は、既に多くの成果が存在するこれらの産業別の分析および比較を離れ、規制そのもの、すなわち、経済規制の本質とその保護法益を検討しているところに、オリジナリティが認められる。

第2に、このような事情もあり、日本においては、憲法学においていわゆる営業の自由との関係で合憲性の判断基準が議論され、また、経済法の領域において自由競争と対比されるものとしての参入規制・料金規制は論じられてきたものの、参入規制や料金規制をめぐる裁判例の蓄積は少ないといえることができる。そこで、本論文では、料金規制をめぐる判例及び議論の蓄積がみられ、しかも、日本の制度が参考にしてきたアメリカにおける判例を取捨選択して分析した上で、アメリカにおける料金規制をめぐる判例の流れを明らかにしたという点で意義を有する。

第3に、アメリカのエクソン・フロリオ条項は日本においても紹介がされてきたところであるが、2007年改正までをカバーし、エクソン・フロリオ条項についてのアメリカの議論の流れを鳥瞰し、位置づけた点でも本論文は今後のわが国における議論の展開に寄与するものと期待できる。

第4に、日本はアメリカの制度に倣っているとはいえ、アメリカと日本とでは経済規制の内容も運用もかなり異なるということを明らかにしており、先行研究では明らかにされていなかった点をうきほりにしているといえることができる。

第5に、自由競争市場は単に自由競争が確保されるだけでは意味がなく、市場としての機能を果たしつづけ、サービスを安定供給することによって、消費者の利益を保護する必要があるという価値判断に基づいて、規制緩和の限界を論じようとした点でも独創性が認められる。

しかしながら、本論文にはいくつかの課題が残っていることも、またたしかである。すなわち、規制緩和が消費者の利益にどのような影響をもたらすのか、参入規制や料金規制が消費者の利益になるのは、どのような条件の下でなのかといった点について、論証が不十分な点が認められる。

また、日本法については参照できる先行研究や論文が少ないこともあり、アメリカ法についての分析に比べ、表面的な分析にとどまっている部分があり、掘り下げ方に不満が残る。

さらに、「経済規制の本質」と大上段に振りかぶったにしては、「消費者保護にある」というやや平凡な結論になったという印象もぬぐえない。

もっとも、これらの課題は残るものの、先行研究に欠けていた部分に果敢に取り組み、アメリカ法及び制

度について丁寧な研究を行ったものであり、日本における今後の議論に寄与すると期待できる。したがって、本論文は、法律学の分野について、研究者として自立して研究活動を行うに足る、または高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る、高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を、著者が有することを示すものであると評価できる。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。